

静岡県告示第508号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年7月4日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 解除に係る保安林の所在場所

駿東郡小山町中島字河東170の3・180の15・字宮ノ脇175の11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び駿東郡小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）